

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年6月6日

朝銀新潟信用組合

金融整理管財人 岡 部 孝 作

金融整理管財人 勝 見 洋 人

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	2
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	2
(2) 経営破綻に至った経緯	2
(3) 破綻に至った要因	3
3. 管理を命ずる処分までの状況	3
(1) 資本の状況	3
(2) 自己資本回復の断念	3
(3) 金融再生法第 68 条第 1 項に基づく申出後の状況	3
II 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	5
III 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の整備等	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成 11 年 5 月 13 日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第 68 条第 1 項に基づく申出を新潟県知事に対し行いました。併せて、朝銀神奈川、埼玉、茨城、栃木及び群馬の各信組が合併し発足する予定の朝銀関東信用組合（仮称）に対し事業の全部を譲渡することについて、平成 11 年 5 月 12 日に基本合意に達し、覚書を締結した旨報告いたしました。

これを受けて、平成 11 年 5 月 18 日、新潟県より協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項で準用する銀行法第 26 条に基づき「業務の改善及び財産の保全命令」が発せられるとともに、平成 11 年 5 月 21 日には、事業譲渡に向けた適正な業務運営が行われるよう、直接指導助言を行うために新潟県から顧問団が当組合に対し派遣されました。

また、当組合は、経営破綻の責任解明を行うため平成 11 年 10 月 21 日に当組合以外の第三者（弁護士、公認会計士）をメンバーとした「経営責任解明委員会」を発足させました。同委員会は、直ちに調査開始し平成 12 年 3 月 10 日に調査結果を当組合理事長あてに提出しております。

なお、この間、平成 11 年 10 月 26 日には朝銀関東信用組合と事業譲渡契約を締結し、平成 11 年 12 月 9 日に朝銀関東信用組合及び当組合が連名により、預金保険法に基づく「適格性の認定申請」を金融再生委員会に提出（新潟県経由）しております。

平成 12 年 4 月 1 日には地方分権一括法の施行により、信用組合の検査監督権限が県から国へ移管されたことにより、県から派遣されていた顧問団も引き上げることとなり、平成 12 年 4 月 3 日に金融監督庁から当組合に対して協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項で準用する銀行法第 26 条に基づく業務改善命令が発出されました。これを受け当組合としては、適正な業務運営を図るために当組合以外の第三者（全国信用協同組合連合会の職員、弁護士、公認会計士）による業務監査委員会を設置いたしました。

その後、平成 12 年 12 月 29 日に金融再生委員会から金融再生法第 8 条第 1 項第 1 号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第 13 条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、12 月 29 日に選任されてから直ちに開始いたしました。が、時間的制約もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第 18 条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らか

にできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は昭和 39 年 10 月に、新潟県在住朝鮮人（外国人登録証国籍「韓国」を含む）の中小規模の事業者、勤労者の振興発展と地域社会繁栄のために、新潟県新潟市において設立された信用組合で、昭和 41 年 9 月に長岡支店を、昭和 43 年 12 月に直江津支店（昭和 51 年 5 月上越支店に名称変更）を開設しましたが、経営合理化のため平成 3 年 8 月に上越支店を長岡支店に統合し、平成 12 年 11 月には長岡支店を本店営業部に統合し、現在に至っております。

当組合の主たる営業地域は、新潟市を中心に新潟県一円とし、訪問、集金活動により小口の預金を吸収し、これを地域の同胞中小零細企業者等に対して融資しており、創業以来、組合員のニーズに対応すべく金融サービスの向上に努め、地域経済の発展に努力してきたところであります。

(2) 経営破綻に至った経緯

当組合は創業以来、小規模の小売業・飲食業・サービス業のほか勤労者への小口中心の融資取引を行ってまいりました。

しかし、昭和から平成にかけて、いわゆるバブル経済期に、首都圏所在不動産を主に取扱う業者に対する融資や、事業拡大のための融資を積極的に取り組んだ結果、大口化傾向が進み、結果的に大口法令違反となり、平成 4 年 12 月の新潟県の検査時には大口信用供与の法令違反先は、15 先、その貸出金額は 8,132 百万円で総貸出額の 58.4%に達し過去最高となりました。

その後、大口信用供与の逐次解消に取り組んできましたが、大口融資先が長引く不況下で不動産不況に直撃され、長期延滞や破綻する先が発生することとなりました。また、当組合の主要取引業種のひとつである遊技業にも騒りが見受けられ、営業競争激化から優勝劣敗による脱落組も多数抱えるなど、当組合の不良債権が漸次増加してきました。

その結果、平成 9 年 9 月の新潟県検査では、大口信用供与の法令違反先は、平成 4 年 12 月の検査と比べ 7 先と半減しましたが、その貸出金額は 5,454 百万円で総貸出額の 45.9%と依然として高い水準となっており、分類額では平成 4 年 12 月の時点では皆無でしたが、平成 9 年 9 月には分類額の 92.8%を占め貸出内容の悪化が進みました。

このように、融資の不良化が進む中で有効な回復手段もなく、資産内容が悪化して行き、平成 11 年 3 月期決算では、大口先等の不良債権の顕在化が急速に進んだことにより、リスク管理債権は総貸出の 44.56%を占める状況となり、当組合は急激な財務内容の悪化を招くこととなりました。この結果、2,586 百万円に上る貸倒引当金の積み増しを余儀なくされ、1,465 百万円の債務超過となり事業の継続は困難と判断したものであります。

(3) 破綻に至った要因

当組合の、審査管理体制が不十分であったこと等により、特定与信先への与信集中が容認されやすい体制であったことに加え、法令遵守体制、理事会や監事等組合内部の相互牽制が機能しない体制でありました。

また、このような大口取引先に対する融資が不良化する中で、組合として効果的な対策を打ち出すこともなく、貸出金の回収・管理も十分でなかったことから、これらが複合的な要因となって破綻に至ったものと考えております。

3. 管理を命じる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合の平成11年3月期決算では、大口取引先の不良債権の顕在化に伴い、Ⅲ分類・Ⅳ分類額に対する引当を実施した結果、多額の個別貸倒引当金の繰入となった。この結果、当期損失は1,787百万円となり、組合員勘定は1,465百万円の大幅な債務超過に陥ることとなりました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の債務超過額が多額なことから短期間での改善の目途が立たないこと、また、複数の朝銀信組が合併し、当組合の受け皿になる方針が決定していたことから、自力再建を断念するに至りました。

このような状況を踏まえ、平成11年5月13日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を新潟県知事に対し行うに至りました。

(3) 金融再生法第68条第1項に基づく申出後の状況

当組合は、破綻以降、新潟県の顧問団から指導助言を得ながら適正な業務運営に努めてきましたが、預金の流失、不良債権の顕在化が一層進み、12年3月期決算においても多額の個別貸倒引当金の繰入が必要となり、当期損失は3,280百万円となり、債務超過額は4,745百万円と大幅に増加することとなりました。

Ⅱ 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務は、県下の在日朝鮮人を中心としたサービス業、飲食業を営む中小零細な事業主への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移>

(単位：百万円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均(H12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出残高	11,657	100	11,050	100	9,919	100	49,091	100
内中小企業	11,339	97.3	10,950	99.1	9,735	98.1	35,525	72.4
内個人	143	1.2	81	0.7	50	0.5	13,143	26.8
内その他	175	1.5	19	0.2	134	1.4	423	0.8

※ 「中小企業」には、個人事業主が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務は、個人預金が約 80%と高く、科目別では定期預金が約 76%となっている。

<預金残高の推移>

(単位：百万円、%)

	平成 10 年 3 月末		平成 11 年 3 月末		平成 12 年 3 月末		業界平均(H12 年 3 月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預 金 残 高	15,236	100	13,674	100	7,704	100	69,315	100
内個人預金	13,026	85.5	11,590	84.8	6,166	80.0	54,554	78.7
内法人預金	2,210	14.5	2,084	15.2	1,538	20.0	12,001	17.3
内 その他	0	0	0	0	0	0	2,760	4.0

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券は、全信組連の情報システム関連会社、朝銀系の関連法人の株式を保有しております。

<有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成 10 年 3 月末	平成 11 年 3 月末	平成 12 年 3 月末	平成 12 年 3 月末 の評価損益
有 価 証 券	1	1	1	0
国 債	—	—	—	0
地 方 債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
株 式	1	1	1	0
そ の 他	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

当組合の事業用不動産は本店と朝信協研修所(土地持分 8/1000)のみであります。また、所有不動産は旧長岡支店の土地・建物であります。

固定資産の状況 (平成 12 年 3 月末)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	2	136	98	▲38	2	145	14
所 有 不動産	2	32	56	24	1	85	36
計	4	168	154	▲14	3	230	50

注：土地の評価額は平成 12 年度の固定資産税評価額であります。

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (H12年3月)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先 債 権	134	1.21	154	1.55	1,381	2.8
延 滞 債 権	696	6.30	5,646	56.92	2,965	6.0
3ヵ月以上 延滞債権	722	6.53	0	0	401	0.8
貸出条件 緩和債権	3,372	30.52	340	3.43	2,328	4.7
合 計	4,924	44.56	6,140	61.90	7,075	14.4

<金融再生法に基づく開示債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月期		業界平均 (H12年3月)	
	債 権 残 高	債 権 に 占める割合	債 権 残 高	債権に占 める割合
破産更生債権及び これらに準ずる債権	4,891	46.16	3,116	6.0
危険債権	937	8.84	2,998	5.8
要管理債権	340	3.21	2,170	4.2
正常債権	4,428	41.79	43,363	84.0
合 計	10,596	100.00	51,647	100.0

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の在日朝鮮人等の中小零細企業者などに対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受け皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 旧経営陣等の責任追及体制の整備等

金融再生法第 18 条に基づき内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任の明確化を図ります。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成 11 年 10 月 26 日に朝銀関東信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当組合が管理を命ずる処分に至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいりたいと考えております。